

障害差別解消等に関する推進体制

(障害を理由とする差別の解消等に関する推進体制)

第5条 本学における障害を理由とする差別の解消等の推進に関する体制は、以下のとおりとする。

①最高管理責任者

- ・学長をもって充てる。
- ・障害者差別解消等の推進及びそのための環境整備等に関し、本学全体を統括する。
- ・障害者差別解消等の推進について、リーダーシップを發揮し、最終責任を負う。

②総括監督責任者

- ・最高管理責任者が指名する理事をもって充てる。
- ・最高管理責任者を補佐する。
- ・役職員に対する研修及び啓発の実施等
- ・本学全体における障害者差別解消等の推進に関し必要な措置を講ずる。

③監督責任者

- ・部局等の長をもって充てる。
- ・当該部局における障害者差別解消等の推進に関し責任を有する。
- ・当該部局における監督者を指名する。
- ・当該部局における障害者差別解消等の推進に必要な措置を講ずる。

④監督者

- ・監督責任者が指名する者(教育・研究領域においては教員を想定。その他の領域については、各事務部の長を想定)をもって充てる。
- ・監督責任者を補佐する。
- ・障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督する。
- ・障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努める。

相談体制

(相談体制の整備)

第9条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1)広報戦略本部 | (5)学生何でも相談室 |
| (2)管理運営部人事課相談窓口 | (6)障がい学生支援連絡会議構成員 |
| (3)障がい学生支援室 | (7)附属学校相談窓口 |
| (4)保健センター | (8)病院相談窓口 |

紛争の防止等のための体制

- 長崎大学障害者差別解消等協議会 -

(紛争の防止等のための体制の整備)

第10条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等をいう。)に関する紛争の防止又は解決を図るために、長崎大学障害者差別解消等協議会(以下「協議会」という。)を置く。

■ 構成員

- 委員①:学長
- 委員②:学長が指名する理事
- 委員③:学長が指名する副学長
- 委員④:その他学長が必要と認めた者



■ 審議事項

- (1)規則及び規程の制定及び改廃に関すること。
- (2)紛争の防止又は解決に関すること。
- (3)役職員への研修及び啓発に関すること。
- (4)その他障害を理由とする差別の解消等の推進に関し必要な事項



教育・研究部会 (障がい学生支援連絡会議)

■ 構成員

- ・障がい学生支援室長
- ・障がい学生支援室副室長
- ・保健センター学生保健部門長
- ・保健センター部局担当カウンセラー
- ・各部局等の障がい学生担当者

ほか

■ 協議事項

- ・留意事項の制定及び改廃に関すること
- ・合理的配慮提供に関すること
- ・紛争の防止又は解決に関すること
- ・その他、必要な事項



病院部会 (病院運営会議)

■ 構成員

- ・病院長
- ・学長が指名する理事又は副学長
- ・副病院長
- ・病院長特別補佐
- ・病院長補佐
- ・高度救命救急センター長

ほか

■ 協議事項

- ・留意事項の制定及び改廃に関すること
- ・合理的配慮提供に関すること
- ・紛争の防止又は解決に関すること
- ・その他、必要な事項



附属学校部会 (附属学校運営協議会)

■ 構成員

- ・副学部長(附属学校担当)
- ・附属学校校長及び附属幼稚園園長
- ・教務委員長
- ・研究企画推進委員長
- ・教育実習委員長

ほか

■ 協議事項

- ・留意事項の制定及び改廃に関すること
- ・合理的配慮提供に関すること
- ・紛争の防止又は解決に関すること
- ・その他、必要な事項



雇用部会 (人事委員会)

■ 構成員

- ・学長が指名する理事、副学長、学長当別補佐又は学長補佐
- ・各部局等の人事関係の委員会の長 1人
- ・センター等の長の代表者 1人

ほか

■ 協議事項

- ・留意事項の制定及び改廃に関すること
- ・合理的配慮提供に関すること
- ・紛争の防止又は解決に関すること
- ・その他、必要な事項

